

公益財団法人鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団
役員及び評議員の報酬等の取扱いに関する規則

(平成23年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団（以下「財団」という。）定款第15条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外のものをいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）、交通費、通勤費等の経費をいう。報酬等とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 財団は、役員等に対し、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 非常勤役員及び評議員は、無報酬とする。
- 3 常勤役員には、賞与、退職金を支給しない。

(定例報酬の額)

第4条 常勤役員には、別表に定める常勤役員俸給表のうちから、各々の常勤役員に対する報酬月額を、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法及び定例報酬から控除する額等支給に関する詳細は職員の支給に準じる。

(旅費・費用)

第6条 役員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

(会議出席費用)

第7条 非常勤役員等が評議員会、理事会に出席した場合は、別表に定める交通費を支払うものとする。

(公表)

第8条 財団は、この規則をもって、公益認定法第20条第1項の報酬等の支給基準として、公表するものとする。

(雑則)

第9条 この規則の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別表)

常勤役員俸給表 (単位：円)

	月 額
第1号	30,000
第2号	50,000
第3号	80,000
第4号	100,000
第5号	120,000
第6号	150,000

会議出席費用 (単位：円)

開催場所までの距離	支 給 額
30km以内	2,000
30kmを超える	4,000